

産後ケア事業のご案内



渋川市では出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない、出産と育児の疲れから体調が良くない、授乳がうまくいかない、など出産後の育児等にサポートが必要な方を対象に産後ケア事業を実施しています。

産後ケア事業は、委託医療機関等において、お母さんと赤ちゃんのケアや授乳のアドバイス、育児指導などを受け、休息をとることができます。



利用できる方

- ・渋川市に住所のある方
- ・原則1歳未満のお母さんと赤ちゃん（施設によって対象の月齢は異なります）
- ・家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない方
- ・心身の不調または育児不安等がある方
- ・医療行為の必要のない方
- ・感染症状のない方
- ・その他市長が必要と認める方



産後ケアの内容

- ・お母さんのからだやこころのケア
- ・授乳指導や乳房ケア
- ・沐浴などの育児に関する相談・指導
- ・休養や食事の提供



利用時間・利用料金

	利用時間 (医療機関によって異なる場合があります)	利用料金
宿泊	〈例：1泊2日の場合〉 来院 午前11:00頃 帰宅 翌日午後3:00頃 (食事：昼・夜・朝・昼 4回)	横田マタニティ-ホスピタル 1泊2日 5,000円 (多胎児加算 1人800円) 2泊3日 7,500円 (多胎児加算 1人1,200円) 3泊4日 10,000円 以降、1日ごとに2,500円追加 (多胎児加算は1日ごとに400円)
		群馬県立小児医療センター 1泊2日 4,000円 (多胎児加算 1人2,000円) 2泊3日 6,000円 (多胎児加算 1人3,000円) 3泊目からは1日ごとに1,000円追加 (多胎児加算は1日ごとに1,000円)
日帰り	来院 午前11:00頃 帰宅 午後4:00頃 (食事：昼)	病院型 (横田マタニティ-ホスピタル・ ウェルネスクリニックあじさい) 1日 1,600円 (多胎児加算 1人400円) 病院型 (群馬県立小児医療センター) 1日 2,000円 (多胎児加算 1人500円) 助産院型 1日 2,000円 (多胎児加算 1人500円) 保育所型 1日 2,000円 (多胎児加算 1人500円)
訪問	助産院型 1回 3時間以内 保育所型 1回 2時間以内	助産院型 1回 1,000円 (多胎児加算 1人500円) 保育所型 1回 1,200円 (多胎児加算 1人600円)

注意点

- ・利用期間は、合計して7日間です。（ただし、7日間を超えるケアが必要な場合、申請の上群馬県助産師会の訪問型を3日間追加利用することができます。）
- ・病院型は生後4か月未満、助産院型は生後8か月未満、保育所型は生後1歳未満の赤ちゃんがいるお母さんを対象としています。
- ・日帰り保育所型のみ、有料で上のお子様（未就学児）の一時預かり保育も行っています。希望される方は申請時にご相談ください。
- ・市民税非課税世帯と生活保護世帯の方は、自己負担はありません。申請時にお申し出ください。
- ・R5年度より、支払った利用料1回又は1泊につき2,500円を上限に公費補助いたします。（5回まで。ただし食事費は除く。）
産後ケア事業を利用後、病院などから発行された領収書及び産後ケア事業利用決定通知書、振り込み口座のわかるものを保健センターまでご持参ください。
訪問型の場合は、事業利用後に補助額を引いた金額の納付書を申請者の住所に送りますので、期限までに納付してください。

実施医療機関等

		住所	電話	持ち物など
宿泊	横田マタニティホスピタル	前橋市下小出町 1-5-22	027-219-4103	利用決定通知書、健康保険証、母子健康手帳、着替え、室内履き、洗面用具、バスタオル、赤ちゃん用品（ベビー服、紙おむつ、おしりふき、哺乳びん、ミルクなど）をお持ちください。持ち物は、それぞれ異なりますので、詳しくは各医療機関などへご確認ください。
	群馬県立小児医療センター	渋川市北橋町 下箱田779	0279-52-3551	
日帰り	横田マタニティホスピタル	前橋市下小出町 1-5-22	027-219-4103	
	群馬県立小児医療センター	渋川市北橋町 下箱田779	0279-52-3551	
	ウエルスクリニック あじさい	渋川市石原 113-7	0120-79-1377	
	すずの音助産院	前橋市六供町 932-1	027-289-4359	
	鈴木助産院	太田市丸山町 250-7	0276-37-5198	
	吉岡町第四保育園	吉岡町大字漆原 862	0279-54-4708	
訪問	群馬県助産師会 吉岡町第四保育園		ご自宅に訪問しますので、利用決定通知書、母子健康手帳をご用意ください。	

利用の申し込み

- ・利用希望の方は、保健センターへ事前に申し込みをしてください。
- ・利用申請書を提出していただき、利用決定の可否や医療機関の受け入れ状況等により、利用が開始できます。（申請書は保健センターにあります）



【お問い合わせ】
 渋川市保健センター
 0279-25-1321

(R7.5.1現在)

